

令和２年度 いじめ防止基本方針

高梁市立高梁小学校

1 いじめに関する現状と課題

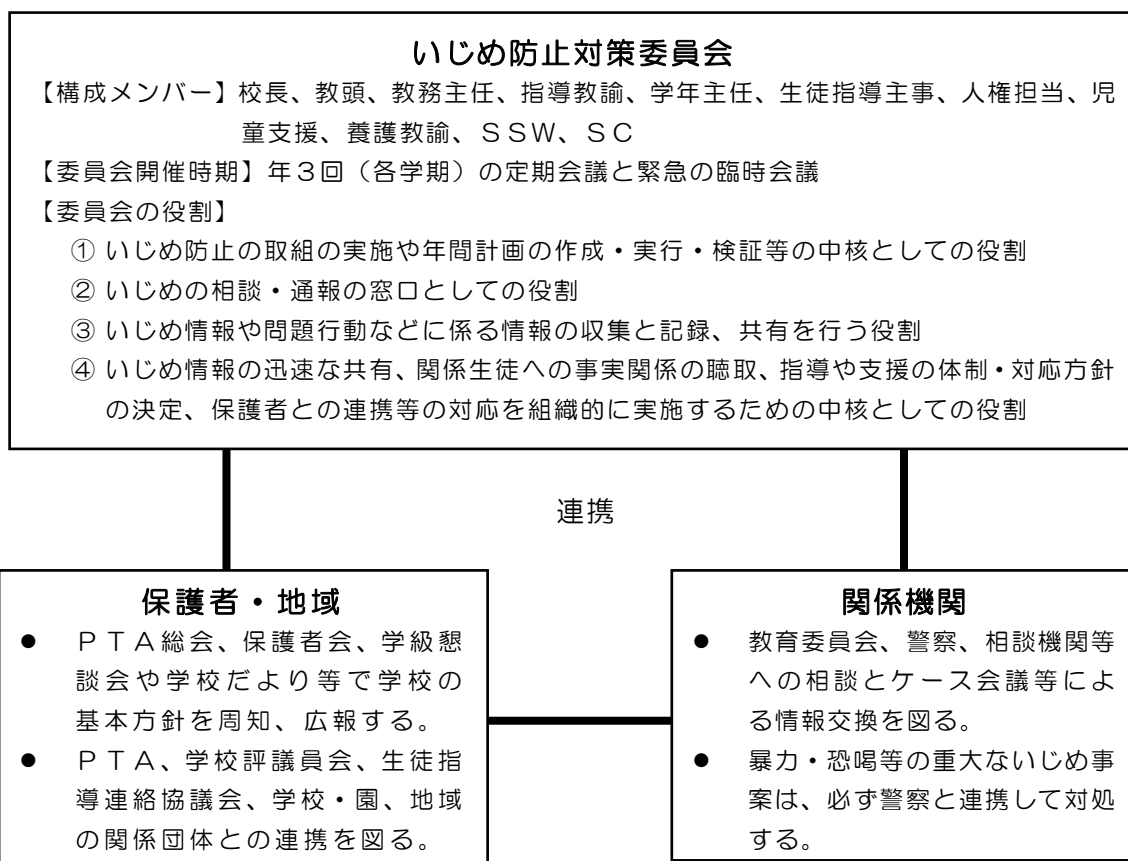
本校でも、仲間はすし、からかい等による友達への攻撃や、人間関係のトラブルにより心身が傷つけられる事案がある。

特に、所属グループから自分が外されることを恐れ、いじめに同調してしまったり、感情をコントロールできず、いじめにつながる行為に安易に参加したりする傾向がある。また、スマホ等の情報機器の普及により、ネット上でのトラブルも懸念されるところである。

2 いじめ問題への対策の基本的な考え方

- (1) いじめは、誰にでも起こりうる全ての児童に関係する問題であるとの立場に立ち、学校の全教育活動を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない人権を侵害する行為である」ことを認識させるとともに、豊かな情操や道徳心、自他の人格を尊重する心等を育て、心の通う人間関係を構築する能力を養い、自己指導能力を育成する。
- (2) いじめの対策には、早期発見が重要であり、定期的なアンケート調査や教育相談などにより、いじめの実態把握に努め、いじめを相談しやすい環境を整えるとともに、保護者や家庭、地域と連携して、周囲の大人が児童を見守り育てる意識を醸成する。
- (3) いじめが確認された場合、直ちにいじめられた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、関係児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行うことが重要である。そのために、いじめを把握した場合の対処のあり方について教職員の理解を深めるとともに、組織的な対応ができるように校内体制を整備する。
- (4) いじめ問題について、平素から教育委員会や関係機関(児童相談所、医療機関、地方法務局、警察等)との情報共有に努め、いじめ対策について適切な連携が図れる体制を構築する。

3 組織



4 学校が実施する取組

(1)いじめの未然防止

- ①「いじめ防止対策委員会」の設置と生徒指導や教育相談等に関わる校内指導体制の確立
- ②思いやりや生命尊重、人権尊重等の意識を育成するための道徳教育や人権教育の充実
- ③「なかよし月間」での人権標語づくりやなかよし班活動等、児童会活動の取組
- ④豊かな人間関係づくりのための体験活動や学校行事、地域活動等の充実
- ⑤情報モラル教育についての学習の推進
- ⑥学び合いのある授業の推進
- ⑦教職員のいじめ認知能力や対応能力の向上と学級経営力の向上を図るための研修の充実
- ⑧研修や協議を通しての家庭や地域関係団体との連携強化
- ⑨保護者会や学校・学年だより等による学校のいじめ問題対策についての方針等の周知
- ⑩「いじめ防止対策委員会」の取組についての点検・評価と改善

(2)いじめの早期発見

- ①教職員による日常の声かけや観察、日記や連絡帳等による児童の状況把握
- ②定期的な「心のアンケート」「さわやかカード」「アセス」等の調査の実施による情報収集と実態把握
- ③教職員間の情報交換やケース会議等による情報の共有と教職員連携
- ④定期的な教育相談や養護教諭、ＳＳＷ、ＳＣ等を活用した校内の教育相談体制の充実
- ⑤保護者や学校評議員、生徒指導連絡協議会、学校・園、地域の関係機関等からのいじめの情報収集と情報提供の依頼
- ⑥校外の相談機関（児童相談所、県青少年総合相談センターや教育相談室、県総合教育センター等）、相談窓口等についての生徒や保護者に対する周知や広報

(3)いじめへの対処

- ①真摯な傾聴、関係児童の安全確保、正確かつ迅速な事実関係の把握等のいじめへの初期対応
- ②「いじめ防止対策委員会」を中心とした、教職員間の情報共有と組織的な対応
- ③教育委員会や警察等の関係機関への相談と連携
- ④いじめられた児童への心のケアや居場所の確保等の支援と、その保護者への情報共有と支援
- ⑤いじめた児童への指導とその保護者への助言
- ⑥関係児童からの聞き取り調査や児童全体へのアンケート調査による、いじめの事実調査
- ⑦周りの他の児童への指導と働きかけ
- ⑧いじめ解消後の継続的な指導と事例検証による再発防止の取組
- ⑨ネット上の不適切な書き込み等への対処